

# 農作物共済（水稲・麦）重要事項説明書

この書面は、農業共済組合（以下「組合」といいます。）が実施する農作物共済の契約概要、注意喚起情報、及び個人情報の取扱いなど、ご契約にあたっての重要事項を記載したものです。ご契約に際して、本書面の内容を了承の上、水稲・麦共済細目書異動申告票（申込書）に押印をお願いいたします。

また、ご不明な点については、組合までお問い合わせください。

## I 契約概要のご説明

### 1. 共済の仕組み

農業災害補償制度は、農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度です。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚です。このため、共済は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、組合が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に、連合会の負う保険責任の大部分を国の再保険に付しています。

### 2. 共済関係の成立

加入資格者は、組合の区域内に住所を有する農家及び構成員のすべてが組合の区域内に住所を有する者で構成されている等の要件を満たす農業生産組織で、以下（１）、（２）のとおり耕作面積により当然成立または任意成立することができます。

#### （１）当然成立

農作物共済の共済関係は、耕作の業務規模が水稲30アール、又は麦15アールの当然加入基準に達する方については農業災害補償法の定めにより当然に成立します。なお、水稲・麦どちらかが当然加入基準以上の場合、一方が加入基準以下でも当然成立となります。

ただし、水稲・麦のどちらかが当然加入基準に達しない場合は、その達しない水稲・麦について年ごとに共済責任開始の2週間前までに農作物共済関係停止申出書を提出することで共済関係を停止することができます。

#### （２）任意成立

当然加入基準に満たない場合で水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上ある方、または農作物共済以外の共済事業で共済関係のある方は、農作物共済関係成立申出書の提出申し込みによって任意成立することができます。

なお、（１）及び（２）の場合のいずれにおいても、毎年、共済目的を明らかにすべき事項を記載した水稲・麦共済細目書異動申告票を組合の定めた期間（水稲 月 日、麦 月 日）までに提出することになっています。

#### （３）共済関係の除外

組合が以下の共済関係除外指定事由に該当すると認めた耕地については、福岡県知事に申し出後、県知事が除外指定の認定を行うと、その耕地については加入が成立しません。

（共済関係の除外指定事由）

- ①共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること
- ②基準収穫量の適正な決定が困難であること
- ③穀実の収穫を目的としないこと
- ④通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること

### 3. 補償の内容

#### (1) 加入方式と補償割合

補償割合 加入方式	9割	8割	7割	6割	5割
一筆方式			○	○	○
全相殺方式 (飼料米)	○	○	○		
品質方式(水稲) 災害収入方式(麦)	○	○	○		
加入方式	内 容				
一筆方式	耕地ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その耕地の基準収穫量の3割、4割、5割を超えるときに共済金を支払う方式。				
全相殺方式 (飼料米)	加入者ごとの減収量(その加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)が、その加入者の基準収穫量の1割、2割、3割を超えるときに共済金を支払う方式。				
品質方式(水稲) 災害収入方式(麦)	その年の実収穫量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額(基準生産金額の9割、8割、7割)に達しないときに共済金を支払う方式。生産量の全量をJA等に出荷しており、かつ今後も概ね全量をJA等に出荷することが条件です。付保割合の選択により、補償額の選択ができます。				

注1) 基準収穫量は、いわゆる平年収量のことで、その年の天候や肥培管理等が平年並みだった場合に見込まれる収量です。

注2) 品質指数は、水稲・麦の産地別銘柄ごとの出荷規格別価格の差を指数化したもので、実績を基に毎年設定します。

注3) 基準生産金額は、原則、過去5年間の出荷実績に基づく平均的な生産金額として農家単位に設定します。

#### (2) 共済事故(補償となる事故)

風水害、干害、冷害、ひょう害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による水稲、麦の減収。

品質方式(水稲)並びに災害収入方式(麦)の場合は、前記災害による減収または品質の低下を伴う生産金額の減少。

#### (3) 共済金をお支払できない場合

- ① 共済責任期間外の災害
- ② 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害
- ③ 共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ④ 悪意もしくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
- ⑤ 共済掛金の振込みを遅滞したとき
- ⑥ 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害
- ⑦ 通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

#### 4. 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、次のとおりです。

##### (1) 共済責任期間の始期

水稲は本田移植期（直はんをする場合にあっては、発芽期）、麦については発芽期です。この場合の移植期・発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る期間をいいます。

##### (2) 共済責任期間の終期

水稲、麦の収穫をする時です。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出することです。ただし、ほ場乾燥中の共済目的については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとします。

#### 5. 共済金額（補償金額）

(1) 一筆方式 単位当たり共済金額×耕地の基準収穫量 × 7割、6割、5割

(2) 全相殺方式（飼料米） 単位当たり共済金額×加入者の基準収穫量× 9割、8割、7割

(3) 品質方式（水稲）及び災害収入方式（麦） 基準生産金額× 9割、8割、7割（付保割合の選択可）

注）単位当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、国から告示されます。

（水稲一筆方式・全相殺方式）

単位当たり共済金額は国が告示したいずれかの金額を選択することができます。選択する場合は加入時に配布します「単位当たり共済金額選択申出書」を提出してください。

（水稲品質方式）

産地銘柄ごとの生産金額です。

（麦一筆方式）

単位当たり共済金額は国が告示したいずれかの金額を選択することができます。選択する場合は加入時に配布します「単位当たり共済金額選択申出書」を提出してください。

（麦災害収入方式）

産地銘柄ごとの生産金額（販売単価＋数量払単価）ですが、加入者の基準収穫量が低く、数量払が営農継続支払の内金となる収量以下の場合は、販売単価のみの金額となります。

#### 6. 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

注1）共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危険段階共済掛金率が設定されている場合は加入者ごとに異なります。

注2）共済掛金のうち、水稲は50%、麦は掛金率に応じ最高55%まで国が負担します。

なお、加入者には組合員負担共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます（以下「組合員負担共済掛金等」という。）。

#### 7. 組合員負担共済掛金等の払込及び払込期限

(1) 組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

なお、下記に規定する払込期限を過ぎた場合、延滞金を付加する場合があります。

(2) 払込期限 水稲（8月 日）、麦（2月20日）

※ 組合では共済掛金等は口座振替、現金（金融機関窓口支払、現金集金）で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いいたします。

## 8. 共済金

### (1) 一筆方式（水稻・麦）・・・7割補償の場合

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量＝（被害耕地の基準収穫量－被害耕地の収穫量）－被害耕地の基準収穫量×30/100

### (2) 全相殺方式（飼料米）・・・9割補償の場合

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量＝（加入者の基準収穫量－加入者の収穫量）－加入者の基準収穫量×10/100

### (3) 品質方式（水稻）

共済金の支払額＝共済金額－生産金額

### (4) 災害収入方式（麦）

共済金の支払額＝共済金額－（販売収入＋交付金（数量払及び営農継続支払））

## 9. 無事戻し

水稻、麦ごとに毎事業年度、加入者がその事業年度の前3事業年度にわたり、共済金及び無事戻金を受けない場合か、またはその加入者が受け取った共済金及び無事戻金の合計額がその期間中に払い込んだ農家負担共済掛金の2分の1に相当する金額に満たない場合に、総代会の議決を経て、その金額からその期間中に支払を受けた共済金及び無事戻金を差し引いた金額を無事戻金として支払うことができます。

ただし、無事戻し財源（特別積立金）が無事戻し金総額に満たない場合は、お支払いする金額が削減されます。

無事戻金＝（前3事業年度間の掛金の1/2）－（前3事業年度間の共済金）－（前2事業年度間の無事戻金）

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 通知義務

(1) 水稻・麦共済細目書異動申告書に記載した内容に誤りがあるとき、変更が生じたときは遅滞なく組合までご通知ください。通知を怠った場合は、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(2) 事故発生通知 加入者は共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく組合に通知をしてください。

(3) 損害通知 加入者は共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、収穫期に組合の指定する期日までに次の事項を損害通知書（損害評価野帳）に記入し組合に提出してください。

①災害の種類

②災害の発生年月日

③災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況

④その他災害の状況が明らかとなる事項

なお、収穫前に損害通知書が組合に提出されていない場合は、共済事故の発生及びそれに伴う減収量の確認が困難なことから共済金の支払対象となりませんのでご注意ください。

### 2. 損害防止の義務

加入した水稻及び麦について、通常すべき肥培管理、病害虫防除などの損害防止を行なうことは加入者の義務となっています。

### 3. 分割評価

損害防止の義務を怠った場合や共済事故以外の原因によると認められる減収量（以下「分割減収量」という。）

がある場合には、分割減収量と共済事故による減収量との分割を行い、分割減収量は共済金の支払対象外となりますのでご注意ください。

#### 4. 組合員負担共済掛金等の督促及び延滞金

組合員負担共済掛金等は、組合が定めた払込期限までに納入をお願いします。払込期限まで納入が確認できない場合は、督促状により期限を指定して督促を行うほか、延滞金が付加される場合があります。

なお、督促状で指定した期日までに正当な理由なく組合員負担共済掛金等を納入されない場合は、共済金の支払ができない場合がありますのでご注意ください。

#### 5. 組合員負担共済掛金等の返還の有無について

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

#### 6. 経営所得安定対策等に関する麦の引受・共済金支払の留意事項

##### (1) 引受の留意事項

直接支払交付金を加味した引受を行った場合、交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかったときは、その理由が、共済事故によって生じた損害その他の加入者の責めに帰することができない事由である場合を除いて、引受内容を変更し掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部を返還していただくことになります。

また、直接支払交付金（数量払）を受けた方のうち、営農継続支払の交付を受けた方については、数量払が営農継続支払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定しますので御了承ください。

##### (2) 支払の留意事項

営農継続支払交付金を申請しないと申告し、交付金を受領したことが判明した場合で、共済金が過大に支払われたときは、その返還をしていただくこととなります。

### Ⅲ 個人情報の取り扱いについて

ご契約の内容やその他の知り得た個人情報については、組合及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の維持・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この共済契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

## 家畜共済重要事項説明書

この書面は、農業共済組合（以下「組合」といいます。）が実施する家畜共済の契約概要、注意喚起情報、及び個人情報の取扱いなど、ご契約にあたっての重要事項を記載したものです。ご契約に際して、本書面の内容を了承の上、加入申込書に押印をお願いいたします。

また、ご不明な点については、組合までお問い合わせください。

### I 契約概要のご説明

#### 1. 家畜共済の仕組み及び引受条件等

##### (1) 仕組み

家畜共済は、加入家畜が死亡・廃用となったとき、補償金額に応じた死廃共済金を支払います。また、疾病や傷害により獣医師から診療を受けたとき、一定の範囲内で獣医師への診療費の全額（初診料除く）を病傷共済金として支払います。なお、組合嘱託獣医師及び農業共済団体の診療所の診療を受けた場合は共済金支払いに代えて無料で診療を受けることができます。

##### (2) 補償の対象及び加入要件

###### ①包括共済

家畜の種類	共済目的の種類	加入要件
乳牛の雌等	成乳牛	乳牛の雌で出生後第13月の月の末日を経過したもの
	育成乳牛	乳牛の雌で出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の末日を経過しないもの
	乳用子牛等	乳牛の雌で出生後第5月の月の末日を経過しないもの及びその胎児（授精又は受精卵移植の後240日以上経過したもの）
肉用牛等	肥育用成牛	肥育を目的として飼養されているもののうち、出生後第5月の月の末日を経過したもの
	肥育用子牛	肥育を目的として飼養されているもののうち、出生後第5月の月の末日を経過しないもの
	その他の肉用成牛	肥育牛以外のもののうち、出生後第5月の月の末日を経過したもの
	その他の肉用子牛等	肥育牛以外のもののうち、出生後第5月の月の末日を経過しないもの及びその胎児（授精又は受精卵移植の後240日以上経過したもの）
種雄馬以外の馬	一般馬	出生の年の末日を経過した馬
種豚	種豚	出生後第5月の月の末日を経過したもの
肉豚	一般肉豚（群単位引受方式）	出生後第20日の日から（その日に離乳していない時は離乳した日）8月の月の末日までの肉豚
	特定肉豚（農家単位引受方式）	特定肉豚については、出生後第8月の月の末日を経過したものを含む

## ②個別共済

対象家畜の種類	共済目的の種類	加入要件
種雄牛	乳用種雄牛 肉用種雄牛	出生後第5月の月の末日を経過したもので、種畜証明書の交付を受けているもの
種雄馬	種雄馬	出生の年の末日を経過したもので、種畜証明書の交付を受けているもの

## 2. 補償の内容

### (1) 共済金をお支払いする場合

対象となる共済事故は次のとおりです。

#### ①死亡・廃用事故

と殺による場合を除く全ての原因による死亡及び下記の各号に該当する廃用

種類	内容
1号	疾病、傷害により死にひんしたとき
2号	不慮の災やくにより救うことのできない状態となったとき
3号	骨折、は行、両眼失明、(伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心のう炎又は特定の原因による採食不能であつて)(農林水産大臣が指定する疾病・傷害であつて)、治癒の見込みがなく使用価値を失ったとき ※農林水産大臣が指定する疾病・傷害(伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心のう炎又は特定の原因による採食不能)
4号	行方不明が明らかとなった日から30日以上生死が明らかでないとき
5号	乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病傷害により繁殖能力を失ったとき
6号	乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病傷害により泌乳能力を失ったとき
7号	出生した牛が奇形又は不具で、将来の使用価値がないことが明らかなきとき

#### ②病傷事故

疾病や傷害で、獣医師により診療を受けた場合

#### ③共済金のお支払額

##### ア 死亡・廃用事故

死亡・廃用事故については、事故家畜の評価額に事故発生時の付保割合(評価額に対する補償額の割合)を乗じて得た額が共済金として支払われます。

ただし、廃用事故の場合、「廃用家畜の基準単価※に基づき算定される基準額」もしくは「実際の枝肉価額または売渡価額による手取精算額」のいずれか高い方の額が残存物価額として事故家畜の評価額から控除されます。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{事故家畜の評価額} - \\ \cdot \text{基準額} \\ \cdot \text{手取精算額の} \\ \text{いずれか高い方} \end{array} \right] \times \frac{\text{《補償割合》} \\ \text{補償額 (共済金額)}}{\text{評価額 (共済価額)}} = \text{共済金}$$

※ 廃用家畜の基準単価は、食肉市場のデータ等に基づき、県ごとに毎年定められます。

## イ 病傷事故

対象家畜ごとに定めた給付限度額の範囲内で、初診料を除き病傷給付基準に基づき、疾病及び傷害の診療費が病傷共済金として支払われます。

$$10\text{円} \times \text{診療点数} = \text{共済金}$$

## ウ 共済金の支払限度

病傷事故については、補償額に応じて定められた給付限度範囲内で共済金の支払い、または、無料での診療を受けられますが、限度を超えた分については自己負担となります。

また、死産事故については、過去3年間の事故発生状況により個人ごとに支払限度適用の有無が設けられ、該当する場合はお支払いする共済金に限度額があります。ただし、この限度が適用されるか否かは毎年見直されています。

## (2) 共済金をお支払いしない場合

以下の事例に対しては、共済金（の全額または一部）をお支払いできない場合があります。

- ①加入申込みの際の通知義務違反
- ②共済掛金期間開始前の疾病及び傷害
- ③共済掛金等の分割納入義務違反
- ④異動通知義務違反
- ⑤事故発生通知遅延
- ⑥加入方式変更（対象事故拡大）
- ⑦待期間中の事故
- ⑧継続時の共済金額増額（継続直前の付保割合を超える部分）
- ⑨損害防止義務違反等

## 3. 共済事故の選択（事故除外）

加入の際、すべての事故を対象とする方式のほか、一部の事故を除外する代わりにその分掛金が割安になる「事故除外方式」を選択することができます。

その場合、除外された事故は補償の対象外となります。

方式	除外する事故	加入できる畜種
1号	火災、特定伝染病、自然災害以外の死産事故	乳牛、肉用牛 一般馬、種豚
2号	火災、特定伝染病、自然災害以外の死産事故 すべての病傷事故	乳牛、肉用牛 一般馬、種豚
3号	行方不明および出生時奇形・不具以外の廃用事故	肉用牛
4号	行方不明以外の廃用事故 すべての病傷事故	種豚
5号	すべての病傷事故	乳牛、肉用牛 一般馬、種豚
6号	火災、特定伝染病、自然災害以外の死亡事故	特定肉豚

## 4. 共済掛金期間（補償の期間）

共済掛金を納入いただいた翌日から1年間となります。

## 5. 引受条件（共済金額等）

### （1）共済価額（家畜の評価額）

組合で定めた評価基準を基に個体ごとに評価した価額の合計額です。

### （2）付保割合（補償の割合）

共済価額の20～80%（肉豚は40～80%）の範囲内で選択できます。

### （3）共済金額（補償金額）

共済価額に付保割合を乗じた金額となります。

共済掛金期間中の家畜の導入等により、共済価額が変動した場合、付保割合が自動的に変動し、共済金額は一定に保たれる仕組みになっています。

ただし、新たに家畜を導入した場合は、導入日から2週間以内に掛金を追加納入することにより、導入直前の付保割合の範囲内まで共済金額を増額することが可能です。

## 6. 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

注1）共済掛金率は、過去の被害状況により危険段階共済掛金率が設定されている場合は加入者ごとに異なります。

注2）共済掛金のうち、牛は50%、豚は40%を国が負担します。

なお、加入者には組合員負担共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます（以下「組合員負担共済掛金等」という。）。

## 7. 組合員負担共済掛金等の払込み

組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

なお、組合員負担共済掛金等は、4回に分割して納入することができます。分割納入を実施するには一定の条件がありますので、詳しくは組合にお問い合わせください。

※ 共済掛金期間中に家畜経営を廃業する場合でも分納の残額すべてについて納入する義務があります。

※ 組合では共済掛金等は口座振替、現金（金融機関窓口支払、現金集金）で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いいたします。

## 8. ご契約の解除

### （1）告知義務違反による契約の解除

加入申込みの際、組合が告知を求めたものについて、事実を告知いただく義務（告知義務）があります。故意もしくは重大な過失により事実の告知をしないとき、または不実の告知をしたときは、契約を解除する場合があります。

### （2）重大事由による契約の解除

次のことがある場合には、契約を解除します。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 組合の信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があった場合。

### （3）契約解除の効力

次により契約の解除をした場合には、その損害に対して共済金をお支払いしません。

- ① 解除されたときまでに発生した共済事故による損害。
- ② 重大事由が生じたときから解除された時まで発生した共済事故による損害。

## 9. その他重要事項

他人の家畜を飼養する場合で、損害賠償の責任を負うことによって生じる損害をてん補するためその家畜をご契約の対象にしたとき、損害賠償請求権を有するその家畜の所有者に、共済金を請求する権利について先取特権があります。

共済契約者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額、または所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対する請求権があります。

この場合に限り、共済金を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、または請求権に関して差し押さえることができます。

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務

加入申込みの際、加入申込書の内容について、事実を正確に告知いただく義務があります。

加入申込書に記載された内容が事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### (2) 通知義務

ご契約後、加入申込書に記載された内容について変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。

ご通知がない場合には、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

##### ①異動の通知

- ・家畜を導入、譲渡（出荷）、及び子牛が出生した場合
- ・家畜の加入資格が生じた場合（乳牛及び肉用牛等において子牛等を共済目的としていない場合、出生後第5月の末日を経過したとき）
- ・放牧、種付け、または共進会展等牛舎を離れる場合（なお、出荷の際、運搬車両に載せた後に発生した事故については補償対象外となります）

##### ②事故発生の通知

事故（疾病・傷害・死亡）が発生した場合は、組合または家畜診療所、指定・嘱託獣医師まで速やかに通知願います。また、死亡・廃用事故について共済金の支払限度が適用される方については、限度額を超過した後の死産事故（共済金が支払われない死産事故）であっても事故通知が必要です。

### 2. 共済掛金等の払込猶予期間

共済掛金及び事務賦課金の納入に際して、継続加入者は前掛金期間終了後、2週間の猶予期間があります。

また、共済掛金分割納入者は第2回目以降の掛金納入に際しても納入期限から2週間の猶予期間があります。

## III 個人情報の取り扱いについて

ご契約の内容やその他の知り得た個人情報については、組合及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の維持・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この共済契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

# 果樹共済重要事項説明書

この書面は、農業共済組合（以下「組合」といいます。）が実施する果樹共済の契約概要、注意喚起情報、及び個人情報の取扱いなど、ご契約にあたっての重要事項を記載したものです。ご契約に際して、本書面の内容を了承の上、加入申込書に押印をお願いいたします。

また、ご不明な点については、組合までお問い合わせください。

## I 契約概要のご説明

### 1. 共済の仕組み

農業災害補償制度は、農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度です。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚です。このため、共済は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、組合が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に、連合会の負う保険責任の大部分を国の再保険に付しています。

### 2. 果樹共済の仕組み

果樹共済は、果樹の永年性作物としての特殊性や果樹栽培の実態により、年々の果実の損害を対象とする「収穫共済」と、将来に渡って果実を生む資産としての樹体そのものの損害を対象とする「樹体共済」の2種類があります。

### 3. 対象果樹（共済目的の種類等）

結果樹齢になった、ぶどう、なし、かき、キウイフルーツ、うんしゅうみかんの5樹種です。

なお、同一樹種においても、品種や栽培方法によって収穫時期や被害発生状況に差異があることから、品種によって区分（類区分）を設けるとともに、同一類区分において価格差の大きい品種が複数含まれている場合には、さらに区分（細区分）を設けています。

### 4. 加入方式と補償割合

#### (1) 収穫共済

加入方式は大きく分けて4つに分かれます（全部で17方式）。

樹園地方式	樹園地ごとの減収量が、その樹園地の基準収穫量（平年の収穫量をふまえて、その年に見込まれる収穫量）の4割または3割を超える減収分から補償します。
半相殺方式	加入農家ごとに、樹園地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量（平年の収穫量をふまえて、その年に見込まれる収穫量）の合計に対して、3割または2割を超える減収分から補償します。
全相殺方式	加入農家ごとに、樹園地ごとの実収穫量の合計が、その農家の基準収穫量（平年の収穫量をふまえて、その年に見込まれる収穫量）の8割を下回った場合に補償します。
災害収入共済方式	加入農家ごとに、樹園地ごとの実収穫量の合計が、その農家の基準収穫量（平年の収穫量をふまえて、その年に見込まれる収穫量）の合計より少なく、かつ品質の低下等に伴い、その農家の生産金額が基準生産金額（平年の生産金額）の8割を下回った場合に補償します。

○17方式の補償内容等

		種	類	内	容
収穫 共済	樹園地 単位方式	減方 収 総合式	一般方式	果実の減収による損害（4割以上）を対象とします。 （6割補償）	
			短縮方式	上記の収穫共済で、責任期間を短縮したものです。 （6割補償）	
		特定 危険式	減収暴風雨方式	暴風雨による果実の減収による損害（3割以上）のみを対象とします。（7割補償）	
			減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害（3割以上）のみを対象とします。（7割補償）	
			減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害（3割以上）のみを対象とします。（7割補償）	
			減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害（3割以上）のみを対象とします。（7割補償）	
	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害（3割以上）のみを対象とします。 （7割補償）			
	半相殺 方式	減方 収 総合式	一般方式	果実の減収による損害（3割以上）を対象とします。 （7割補償）	
			短縮方式	上記の収穫共済で、責任期間を短縮したものです。 （7割補償）	
		特定 危険式	減収暴風雨方式	暴風雨による果実の減収による損害（2割以上）のみを対象とします。（8割補償）	
			減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害（2割以上）のみを対象とします。（8割補償）	
			減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害（2割以上）のみを対象とします。（8割補償）	
	減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害（2割以上）のみを対象とします。（8割補償）			
	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害（2割以上）のみを対象とします。 （8割補償）			
全相殺 方式	減収総合方式	果実の減少により、樹園地ごとの果実の収量の合計が、農家ごとの平年収量の8割を下回った場合に補償します。（7割補償）			

	全相殺方式	品質方式	果実の減少、または品質の低下により、樹園地ごとの果実の収量の合計が、農家ごとの平年収量の8割を下回った場合に補償します。(7割補償)
	災害収入共済方式		樹園地ごとの果実の収量の合計が、農家ごとの平年収量をより少なく、かつ品質の低下等に伴い農家ごとの生産金額が平年生産金額の8割を下回った場合に補償します。(8割補償)

## (2) 樹体共済

樹体の枯死、流失、滅失、埋没、損傷等による損害の額が、共済価額の1割または10万円のいずれか小さい方の額を超える場合に補償します。

## 5. 共済関係の成立

### (1) 加入資格者

加入できるのは、組合の区域内に住所を有する農家—及び構成員のすべてが組合の区域内に住所を有する者で構成されている等の要件を満たす果樹生産組織で、一定面積以上の栽培面積を有し、果樹栽培の業務を営む者となっています。

各方式の一定面積の基準は下記のとおり。

◇減収総合方式（樹園地単位方式・半相殺・全相殺方式）、及び樹体共済

類区分ごとに、5アール以上栽培している農家等

◇特定危険方式（樹園地単位方式・半相殺方式）

類区分ごとに、栽培面積の合計が20アール以上で、かつ5年以上の栽培経験を有する農家等

◇災害収入共済方式

樹種ごとに、5アール以上栽培している農家等

また、全相殺方式、災害収入共済方式については、果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いてJA等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量をJA等に出荷することが確実であると見込まれる農家等に限り加入できます。

### (2) 加入申込みと共済関係の成立

共済関係は、加入資格者が対象となる果樹のすべての園地について、加入申込期間内に加入申込書を提出し、組合がこれを承諾したときに成立します。

### (3) 承諾を拒む場合

組合は加入申込書の内容を検討また現地調査等を行い、加入資格者が対象となる果樹のすべての園地について申し込みをしていない場合及び下記の事由に該当すると認めた場合は加入の承諾を拒むものとします。

(承諾を拒む事由)

- ① 共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること
- ② 標準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること
- ③ 損害の額の適正円滑な認定が困難であること
- ④ 果樹の栽培が果実の収穫を目的としないこと—
- ⑤ 通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること

## 6. 共済事故

### (1) 収穫共済

①減収総合方式（樹園地方式、半相殺方式、全相殺方式）

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害、湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収

②特定危険方式（樹園地方式、半相殺方式）

・減収暴風雨方式は、暴風雨（最大風速 13.9m/s 以上又は最大瞬間風速 20.0m/s 以上）による果実の減収

・減収暴風雨ひょう害方式は、暴風雨又は降ひょうによる果実の減収

・減収暴風雨ひょう害凍霜害方式は、暴風雨又は降ひょう、凍傷若しくは降霜による果実の減収

③災害収入共済方式

上記①による果実の減収、又は、品質の低下に伴う生産金額の減少

(2) 樹体共済

上記①による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

※この場合の損傷とは、主枝に係る損傷であり、かつ、樹冠容積の1/2以上が折損若しくは枯死するような損傷の程度の甚だしいものとしています。

7. 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間は次のとおりです。

(1) 収穫共済

当該年産の前年の花芽の形成期から、当該年産の収穫期まで

減収総合短縮方式及び特定危険方式は当該年産の発芽期から同年の収穫期まで

(2) 樹体共済

掛金払込期限の翌日から 1年間

8. 共済金額（補償金額）

共済事故により被害が生じた場合に、組合が農家に支払う共済金の最高責任限度額です。また、共済掛金の算定基準になります。

(1) 収穫共済

◇共済金額 = 標準収穫量 × 果実の1kgあたり価額 × 農家の選択割合

( 災害収入方式の場合： 共済金額 = 基準生産金額 × 農家の選択割合 )

・果実の1kgあたり価額は、品種等ごとに毎年農林水産大臣が定めます。

・農家の選択割合

補償の種類		補償割合	農家の選択割合（付保割合）
樹園地方式	減収総合方式	6割	60%～40%
	特定危険方式	7割	70%～40%
半相殺方式	減収総合方式	7割	70%～40%
	特定危険方式	8割	80%～40%
全相殺方式	減収総合方式	7割	70%～40%
災害収入方式	減収総合方式	8割	80%～40%

※共済金額の基礎となる標準収穫量及び基準生産金額は次により算定します。

[標準収穫量]

樹園地方式 半相殺方式	その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども平年普通一般並みに行われたとしたときに得られる収穫量で、品種、樹齢、栽培条件及び栽植形態等に応じ定められ、共済金額（補償金額）の算定基準となります。
全相殺方式	その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども平年普通一般並みに行われたとしたときに得られる農家ごとの収穫量で、最近4カ年中の出荷実績から中庸2カ年の平均収穫量を基礎に、年々の収穫量の伸び率や高接ぎ、樹体の損傷などを踏まえて定められ、共済金額（補償金額）の算定基準となります。

[基準生産金額]

災害収入共済方式	その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平均的な生産金額で、共済金額（補償金額）や支払共済金の算定基準となります。 基準生産金額は、最近5カ年中の出荷実績から中庸3カ年の平均生産金額により算定され、樹齢構成の変化や高接ぎなどを踏まえて定められます。
----------	---

(2) 樹体共済

◇共済金額 = 共済価額 × 農家の選択割合

- ・共済価額 = 標準収穫量 × 果実の1kg当たり価額 × 樹齢別換算係数  
(= 基準生産金額 × 樹齢別換算係数) → 災害収入共済方式併用の場合
- ・農家の選択割合

補償割合	農家の選択割合（付保割合）
8割	80%～40%

- ・換算係数は、樹齢ごと（5年刻み）に農林水産大臣が定めています。

9. 共済掛金

◇共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

- ・国が掛金の1/2を負担し、残りを農家加入者が負担します。
- ・共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危険段階共済掛金率が設定されている場合は加入者ごとに異なります。
- ・防災施設（防風ネット等）を配置している場合は、共済掛金が割引されます。  
なお、共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます（以下「共済掛金等」という。）。

10. 組合員負担共済掛金等の払込

組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。組合員負担共済掛金が1万円以上の場合、払込期限を延長することができます。延長には一定の条件がありますので、詳しくは組合にお問い合わせください。

なお、払込期限までに共済掛金等の払込みがない場合、共済規程により共済関係が解除されますのでご了承ください。

- ※ 組合では共済掛金等は口座振替、現金（金融機関窓口支払、現金集金）で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いします。

## 1.1. 共済金

### (1) 収穫共済

#### ①樹園地方式、半相殺方式

◇共済金 = 共済金額 × 支払割合（支払割合は損害割合に応じて定められます。）

※次の場合に共済金が支払われます。

類区分ごとの共済事故による減収量が、基準収穫量の次の割合を超えた場合

	減収総合方式	特定危険方式
樹園地方式	4割	3割
半相殺方式	3割	2割

※支払共済金の算定基準となる基準収穫量等は、次により算定します。

	減収総合方式	特定危険方式
樹園地方式	開花期に、園地条件、肥培管理等を調査し、その状況に応じて標準収穫量を調整して定めます。	摘果終了後に着果数調査を行い、標準収穫量を調整して定めます。
半相殺方式		

#### ②全相殺方式

◇共済金 = 共済金額 × 支払割合（支払割合は損害割合に応じて定められます。）

※次の場合に共済金が支払われます。

農家ごとに共済事故による実収穫量の合計が、その農家の基準収穫量の8割を下回った場合

※支払共済金の算定基準となる基準収穫量等は、次により算定します。

基準収穫量：収穫される前年の出荷実績が明らかになった時点で、隔年結果による収穫量の変動を踏まえ標準収穫量を調整して定めます。

実収穫量：JA等へのお荷実績に自家用、贈答用の数量を加えて算出します。

#### ③災害収入方式

◇共済金 = (共済限度額 - 生産金額) ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$

※次の場合に共済金が支払われます。

農家ごとに共済事故による実収穫量の合計が、その農家の基準収穫量より少なく、かつ、品質の低下等に伴いその農家の生産金額が基準生産金額の8割を下回った場合

※支払共済金の算定基礎となる共済限度額等は、次により算定します。

共済限度額：基準生産金額の80%

基準収穫量：収穫される前年の出荷実績が明らかになった時点で、隔年結果による収穫量の変動を踏まえ標準収穫量を調整して定めます。

実収穫量：JA等へのお荷実績に自家用、贈答用の数量を加えて算出します。

### (2) 樹体共済

◇共済金 = 共済金額 × 損害額 / 共済価額

共済事故によって損害額が共済価額の1割又は10万円を超えた場合に共済金が支払われます。

## 1 2. 共済金の全額または一部が支払われない場合

- (1) 共済責任期間外の災害
- (2) 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害
- (3) 共済事故の発生通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (4) 悪意もしくは重大な過失によって果樹共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
- (5) 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害
- (6) 栽培方法に応ずる類区分が設けられた樹種（例：ぶどうハウス栽培）で、栽培方法を変更した結果生じた損害
- (7) 共済事故による損害であることが確認できないとき

## 1 3. 損害防止の義務

加入した果樹について、通常すべき肥培管理、病虫害防除などの損害防止を行なうことは加入者の義務となっています。

## 1 4. 分割評価

肥培管理の粗放、病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる損害は、共済事故による損害との分割評価を行い、下記の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

- (1) 共済事故以外の原因による損害であることが明らかな場合
- (2) 共済責任期間外に発生した災害による損害であることが明らかな場合
- (3) 共済事故による損害であることが確認できない場合

## 1 5. 無事戻し

共済目的の種類（樹種）ごとに毎事業年度、加入者がその事業年度の前3事業年度にわたり、共済金及び無事戻金を受けない場合か、またはその組合員が受け取った共済金及び無事戻金の合計額がその期間中に払い込んだ共済掛金の2分の1に相当する金額に満たない場合に、総代会の議決を経て、その金額からその期間中に支払を受けた共済金及び無事戻金を差し引いた金額を無事戻金として支払うことができます。

ただし、無事戻し財源（特別積立金）が無事戻し金総額に満たない場合は、お支払いする金額が削減されます。

$$\text{無事戻金} = (\text{3事業年度間の掛金の1/2}) - (\text{3事業年度間の共済金}) - (\text{2事業年度間の無事戻金})$$

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 加入者の通知義務

次に掲げる事項が発生した場合は、遅滞なく、当組合に通知してください。

- (1) 共済事故が発生したとき
- (2) 共済金の支払いを受けるべき損害があると認めたとき
  - ① 災害の種類
  - ② 災害の発生日
  - ③ 災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
  - ④ その他損害の状況が明らかとなる事項
- (3) 加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき
- (4) 共済目的について、次に掲げる事項が生じたとき
  - ① 共済目的を譲渡したとき
  - ② 共済目的を伐採又は高接ぎしたとき

③栽培方法を変更したとき

## 2. 共済関係の解除

### (1) 告知義務違反による解除

加入申込みの際、故意もしくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合には、共済関係を解除します。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済関係に基づく共済金の支払の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- ③ 組合の加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき

## 3. 組合員負担共済掛金等の返還の有無について

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

## 4. 組合の解散時等の取扱い

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、その保有末う共済金支払責任の全てを、福岡県農業共済組合連合会と保険契約を締結して共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

また、組合が解散せざるを得なくなったとき農業災害補償法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する組合員負担共済掛金等はご契約者に返還いたします。

## Ⅲ 個人情報の取り扱いについて

ご契約の内容やその他知り得た個人情報については、組合及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、この共済契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

# 畑作物共済（大豆）重要事項説明書

この書面は農業共済組合（以下「組合」といいます。）が実施する畑作物共済の契約概要、注意喚起情報、及び個人情報の取扱いなど、ご契約にあたっての重要事項を記載したものです。ご契約に際して、本書面の内容をご了承の上、加入申込書に押印をお願いいたします。

また、ご不明な点については、組合までお問い合わせください。

## I 契約概要のご説明

### 1. 共済の仕組み

農業災害補償制度は、農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度です。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚です。このため、共済は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、組合が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に、連合会の負う保険責任の大部分を国の再保険に付しています。

### 2. 共済関係の成立

#### (1) 加入資格者

加入資格者は、組合の区域内に住所を有する農家及び構成員のすべてが組合の区域内に住所を有する者で構成されている等の要件を満たす農業生産組織で、共済目的の種類（大豆）の栽培面積が（5～10）アール以上栽培している方です。

#### (2) 加入申込みと共済関係の成立

共済関係は、加入資格者が栽培しているすべての大豆について、加入申込期間（7月 日～7月20日）に畑作物共済加入申込書を提出し、組合がこれを承諾したときに成立します。

#### (3) 承諾を拒む場合

組合は畑作物共済加入申込書の内容を検討また現地調査等を行い、加入資格者が栽培する大豆をすべて申し込みしていない場合及び下記の事由に該当すると認めた場合は加入の承諾を拒むものとします。

(承諾を拒む事由)

- ①共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること
- ②基準収穫量の適正な決定が困難であること
- ③損害の額の適正円滑な認定が困難であること
- ③穀実の収穫を目的としないこと。例えば未成熟で収穫する枝豆
- ④通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること
- ⑤組合が定める作付基準に適合しないこと

### 3. 補償の内容

#### (1) 加入方式と補償割合

加入方式	内容
一筆方式 (7割補償)	耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量の3割を超えるとときに共済金を支払う方式。
半相殺方式 (8割補償)	被害耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計が、その加入者の基準収穫量（その加入者の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2割を超えるとときに共済金を支払う方式。

全相殺方式 (9割補償)	加入者ごとの減収量（その加入者の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その加入者の基準収穫量の1割を超えるときに共済金を支払う方式。生産量の概ね全量をJA等に出荷しており、その出荷資料により収穫量を適正に確認できることが条件です。
-----------------	---

注1) 基準収穫量は、いわゆる平年収量のことで、その年の天候が平年並みで、肥培管理等が普通一般並みに行われた場合に見込まれる収量です。

## (2) 共済事故（補償となる事故）

風水害、干害、冷害、ひょう害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による大豆の減収

## (3) 共済金をお支払できない場合

- ①共済責任期間外の災害
- ②通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害
- ③共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ④悪意もしくは重大な過失によって加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
- ⑤植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害
- ⑥通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

## 4. 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、次のとおりです。

### (1) 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期です。この場合の発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得るは種期間には種されたものが通常発芽する時期をいいます。

### (2) 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収穫をする時です。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出することです。ただし、ほ場乾燥中については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとします。

## 5. 共済金額（補償金額）

- (1) 一筆方式 単位当たり共済金額×耕地の基準収穫量×7割
- (2) 半相殺方式 単位当たり共済金額×加入者の基準収穫量×8割
- (3) 全相殺方式 単位当たり共済金額×加入者の基準収穫量×9割

※ 単位当たり共済金額は、過去における生産者価格を基礎として算定され、国から当該年産の3月に告示されます。

単位当たり共済金額は国が告示したいずれかの金額を選択することができます。選択する場合は畑作物共済加入申込書の「単位当たり共済金額選択」欄の金額を選択してください。

## 6. 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

注1) 共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危険段階共済掛金率が設定されている場合は加入者ごとに異なります。

注2) 共済掛金のうち、55%は国が負担します。

なお、組合員負担共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます（以下「組合員負担共済掛金等」という。）。

## 7. 組合員負担共済掛金等の払込及び払込期限

- (1) 組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせし

ます。

なお、下記に規定する払込期限までに組合員負担共済掛金等の払込みがない場合、共済規程により契約（共済関係）が解除されますのでご了承ください。

(2) 払込期限 大豆（8月15日）

※ 組合では組合員負担共済掛金等は口座振替、現金（金融機関窓口支払、現金集金）で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、組合員負担共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いいたします。

## 8. 共済金

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

※ 共済減収量は次により算定します。

(1) 一筆方式

$(\text{被害耕地の基準収穫量} - \text{被害耕地の収穫量}) - \text{被害耕地の基準収穫量} \times 30 / 100$

(2) 半相殺方式

$(\text{被害耕地の基準収穫量の合計} - \text{被害耕地の収穫量の合計}) - \text{加入者の基準収穫量} \times 20 / 100$

(3) 全相殺方式

$(\text{加入者の基準収穫量} - \text{加入者の収穫量}) - \text{加入者の基準収穫量} \times 10 / 100$

なお、畑作物の直接支払交付金の関係により、加入者の収穫量について調整する場合があります。

## 9. 無事戻し

毎事業年度、加入者がその事業年度の前3事業年度にわたり、共済金及び無事戻金を受けない場合か、またはその加入者が受け取った共済金及び無事戻金の合計額がその期間中に払い込んだ農家負担共済掛金の2分の1に相当する金額に満たない場合に、総代会の議決を経て、その金額からその期間中に支払を受けた共済金及び無事戻金を差し引いた金額を無事戻金として支払うことができます。

ただし、無事戻し財源（特別積立金）が無事戻し金総額に満たない場合は、お支払いする金額が削減されます。

無事戻金＝（前3事業年度間の掛金の1/2）－（前3事業年度間の共済金）－（前2事業年度間の無事戻金）

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 通知義務

(1) 畑作物共済加入申込書に記載した内容に誤りがあるとき、変更が生じたときは遅滞なく組合までご通知ください。通知を怠った場合は、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(2) 事故発生通知 加入者は共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく組合に通知をしてください。

(3) 損害通知 加入者は共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、収穫期に組合の指定する期日までに次の事項を損害通知書（損害評価野帳）に記入し組合に提出してください。

①災害の種類

②災害の発生年月日

③災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況

④その他災害の状況が明らかとなる事項

⑤全相殺方式にあつては収穫開始予定月日及び出荷先

なお、収穫前に損害通知書が組合に提出されていない場合は、共済事故の発生及びそれに伴う減収量の確認が困難なことから共済金の支払対象となりませんのでご注意ください。

## 2. 損害防止の義務

加入した大豆について、通常すべき肥培管理、病虫害防除などの損害防止を行なうことは加入者の義務となっています。

## 3. 分割評価

損害防止の義務を怠った場合や共済事故以外の原因によると認められる減収量（以下「分割減収量」という。）がある場合には、分割減収量と共済事故による減収量との分割を行い、分割減収量は共済金の支払対象外となりますのでご注意ください。

## 4. 共済関係の解除

### （1）告知義務違反による解除

加入申込みの際、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

### （2）共済掛金不払いによる解除

正当な理由がないのに、払込期限までに共済掛金の払込を遅滞したときは、共済関係を解除します。

### （3）重大な事由による解除

次のことがあった場合は、共済関係を解除します。

- ① 共済金の支払を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済関係に基づく共済金の支払の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- ③ 組合の加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき

## 5. 組合員負担共済掛金等の返還の有無について

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

## 6. 経営所得安定対策等に関する引受・支払の留意事項

### （1）引受の留意事項

畑作物（大豆）の直接支払交付金を加味した引受を行った場合、交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかったときは、引受内容を変更し掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部を返還していただくことになります。

また、交付農業者のうち交付金の営農継続支払の交付を受けた者については、数量払が営農継続支払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定しますので御了承ください。

### （2）支払の留意事項

営農継続支払交付金を申請しないと申告し、交付金を受領したことが判明した場合で、共済金が過大に支払われたときは、その返還をしていただくこととなります。

また、このような場合が複数年続いたときその他悪意又は重大な過失による不実の申告をしたと認められるときは、悪意又は重大な過失による不実の損害通知があったものとして、共済金の全部又は一部について免責する場合があります。

### Ⅲ 個人情報の取り扱いについて

ご契約の内容やその他の知り得た個人情報については、組合及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の維持・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この共済契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

# 園芸施設共済重要事項説明書

この書面は、農業共済組合（以下「組合」といいます。）が実施する園芸施設共済の契約概要、注意喚起情報、及び個人情報の取扱いなど、ご契約にあたっての重要事項を記載したものです。ご契約に際して、本書面の内容を了承の上、加入申込書に押印をお願いいたします。

また、ご不明な点については、組合までお問い合わせ下さい。

## I 契約概要のご説明

### 1. 園芸施設共済の仕組み

園芸施設共済は、ガラス室ハウス、ビニールハウスなどの施設園芸用施設（以下「特定園芸施設」といいます。）や附属する設備（以下「附帯施設」といいます。）及び施設を用いて栽培される農作物（以下「施設内農作物」）が自然災害などによって受けた損害を補填する制度です。

### 2. 補償の対象

#### (1) 特定園芸施設

温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設（その全体が被覆されているプラスチックハウス及びガラス室）及び気象上の原因により農作物栽培の生育が阻害されることを防止するための施設（雨よけ施設、ネットハウス、多目的ネットハウス）

#### (2) 附帯施設

特定園芸施設内部で農作物の栽培のために使用する施設（湿温度調整施設、かん水施設、排水施設、換気施設等）

#### (3) 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物の生産に要した費用

#### (4) 特定園芸施設撤去費用

特定園芸施設の撤去に要した費用

#### (5) 園芸施設復旧費用

特定園芸施設本体及び附帯施設の復旧に要した費用

注）（2）附帯施設、（3）施設内農作物、（4）特定園芸施設撤去費用、（5）園芸施設復旧費用は加入者の選択により補償の対象とすることが可能ですが、（1）特定園芸施設の加入が必要です。

### 3. 補償の内容

#### (1) 共済事故（補償の対象となる事故）

- ①風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ②火災、破裂及び爆発
- ③航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ④車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑤病虫害
- ⑥鳥獣害

#### (2) 共済金の全額または一部が支払われない場合

- ①損害額が3万円または共済価額の1割に満たない場合
- ②共済責任期間外の損害
- ③解除の事由が生じたときから解除がされた時まで発生した損害
- ④共済目的の性質、瑕疵または自然の消耗によって生じた損害
- ⑤通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合
- ⑥損害防止の指示に従わなかった場合
- ⑦共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合

- ⑧悪意もしくは重大な過失によって園芸施設共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をした場合
- ⑨植物防疫法の規定に違反した場合
- ⑩共済事故による損害であることが確認できない場合
- ⑪撤去費用及び復旧費用の加入者は、事故発生から1年以内に撤去・復旧が行われない場合（災害救助法（昭和22年法律118号）が適用されたときはその期間を延長できる場合があります。）

#### 4. 共済関係の成立

##### (1) 加入資格者

加入資格者は、組合の区域内に住所を有し、かつ特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であって、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積が2アール以上の農家となっています。

##### (2) 加入申込みと共済関係の成立

共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに、加入資格者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、組合がこれを承諾したときに成立します。

##### (3) 承諾を拒む場合

- ①加入資格者が対象となるすべての特定園芸施設について申し込みをしていない場合
- ②共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される場合
- ③損害の額の適正円滑な認定が困難である場合
- ④通常の管理が行われず、又は行われないおそれがある場合
- ⑤既に園芸施設共済に付されている場合

#### 5. 共済責任期間（補償期間）

共済責任期間は、毎月5日、15日及び25日のうち、共済掛金の払込日以後、最初に到来する日から1年間です。ただし、継続加入で共済責任期間終了日1か月前から終了日の前日までの間に共済掛金の払込みがあった場合は、当該責任期間終了日の翌日からとなります。

また、施設の被覆期間にあわせて2か月以上1年未満までの間で責任期間を選択できます。

#### 6. 引受条件（共済金額等）

##### (1) 共済金額（補償額）

共済金額＝共済価額×補償割合

※補償割合は40%～80%の範囲内で選択できます。

##### (2) 共済価額

###### ①特定園芸施設

ガラス室：共済価額＝再建築価額×時価現有率

プラスチックハウス：共済価額＝（本体の再建築価額×時価現有率）

＋（プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合）

※時価現有率及び被覆経過割合は設置及び被覆からの経過年数に応じた割合となります。

###### ②附帯施設

共済価額＝再取得価額×時価現有率

※再取得価額＝販売価額＋施工費＋諸経費

###### ③施設内農作物

共済価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設の再建築価額

×作物区分ごとの施設内農作物共済価額算定率

※施設内農作物共済価額算定率は施設内農作物の生産費を勘案して、果菜類、葉菜類、花き類の3段階に設定されています。

###### ④特定園芸施設撤去費用

共済価額＝加入面積×単位当たり撤去費用

#### ⑤園芸施設復旧費用（特定園芸施設本体・附帯施設）

本体復旧費用＝本体再建築価額×調整率

附帯施設復旧費用＝附帯施設再取得価額×調整率

※調整率は再建築（取得）価額の100%と時価現存率との差、ただし耐用年数経過後は再建築価額の75%との差となります。

### 7. 共済掛金

共済掛金＝共済金額×共済掛金率

注）共済掛金は国が1/2を負担し、残りを加入者が負担します。ただし、国が掛金を負担するのは、加入者が所有する全園芸施設の共済金額の合計が8,000万円までです。

注）復旧費用の共済掛金は全額農家負担となります。

注）共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます（以下「共済掛金等」といいます。）

### 8. 組合員負担共済掛金等の払込

組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

なお、払込期限までに共済掛金等の払込みがない場合、共済規程により共済関係が解除されますのでご了承下さい。

注）組合では現金納入による事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替の利用をお願いしております。

### 9. 共済金

#### (1) 特定園芸施設

支払共済金＝損害額×補償割合

※損害額＝（施設本体の被害額＋被覆材の被害額）－（残存物価額＋賠償金等）

※被害額＝共済価額×損害割合

注）自然消耗によって生じた被覆物の損害は支払いの対象になりません。

#### (2) 附帯施設

支払共済金＝損害額×補償割合

※損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

※被害額＝共済価額×損害割合（分損の場合の被害額は修繕費に時価現存率を乗じて算出します。）

#### (3) 施設内農作物

支払共済金＝損害額×補償割合

※損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

※被害額＝施設内農作物の共済価額×損害割合

#### (4) 特定園芸施設撤去費用

支払共済金＝損害額×補償割合

※損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

※被害額＝撤去費用の領収書及び明細書の金額

ただし、以下の金額を超える場合はその金額となります。

全損の場合：撤去費用に係る共済価額

分損の場合：㎡当たり撤去費用額×設置面積×本体損害割合

注）ハウス本体（被覆材は除く）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合又は撤去作業に要した費用が100万円を超える場合に支払対象になります。

#### (5) 園芸施設復旧費用

##### ①本体復旧費用

支払共済金＝損害額×補償割合

※損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

※被害額＝復旧に要した経費の領収書及び明細書の金額－本体の被害額

ただし、以下の金額を超える場合はその金額となります。

全損の場合：本体復旧費用に係る共済価額

分損の場合：本体再建築価額×調整率×本体の損害割合

## ②附帯施設復旧費用

支払共済金＝損害額×補償割合

※損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

※被害額＝復旧に要した経費の領収書及び明細書の金額－附帯施設の被害額

ただし、以下の金額を超える場合はその金額となります。

全損の場合：附帯施設復旧費用に係る共済価額

分損の場合：再取得価額×調整率×附帯施設の損害割合

## 10. 損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

## 11. 分割評価

施設内農作物について通常行うべき施設の管理、病虫害防除、肥培管理等がなされないことによって発生した病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行います。

## 12. 無事戻し

毎事業年度、その事業年度の前3事業年度にわたり、共済金及び無事戻金を受けない場合か、またはその加入者が受け取った共済金及び無事戻金の合計額がその期間中に払い込んだ農家負担共済掛金の2分の1に相当する金額に満たない場合に、総代会の議決を経て、その金額からその期間中に支払を受けた共済金及び無事戻金を差し引いた金額を無事戻金として支払うことができます。

ただし、無事戻し財源（特別積立金）が無事戻し金総額に満たない場合は、お支払いする金額が削減されます。

無事戻金＝（前3事業年度間の掛金の1/2）－（前3事業年度間の共済金）－（前2事業年度間の無事戻金）

## 13. その他

他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する場合で、損害賠償の責任を負うことによって生じる損害をてん補するためその当該特定園芸施設又は附帯施設をご契約の対象にしたとき、損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者に、共済金を請求する権利について先取特権があります。

共済契約者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額、または所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対する請求権があります。

この場合に限り、共済金を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、または請求権に関して差し押さえることができます。

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 加入者の通知義務

次に掲げる事項が発生した場合は、遅滞なく、当組合に通知して下さい。通知が無い場合は共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- (1) 共済事故が発生したとき
- (2) 共済金の支払いを受けるべき損害があると認めたとき
  - ①災害の種類
  - ②災害の発生日
  - ③災害により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る棟番号及び所在地
  - ④災害によって生じた損害の状況
  - ⑤その他損害の状況が明らかとなる事項
- (3) 加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき
- (4) 共済目的について、次に掲げる事項が生じたとき
  - ①特定園芸施設等を譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
  - ②特定園芸施設等の構造若しくは材質を変更したとき
  - ③特定園芸施設等が共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
  - ④加入した特定園芸施設等を他の保険若しくは共済に付したとき
  - ⑤施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき
  - ⑥施設内農作物が発芽したとき又は移植したとき

### 2. 共済関係の解除

- (1) 告知義務違反による解除

加入申込みの際、故意もしくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

- (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合には、共済関係を解除します。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ②共済関係に基づく共済金の支払の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- ③組合の加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき

## III 個人情報の取り扱いについて

ご契約の内容やその他の知り得た個人情報については、組合及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の維持・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この共済契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

# 建物共済（火災・総合）重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報等のご説明

●この書面は、農業共済組合（以下「NOSA I」といいます。）が実施する建物火災共済及び建物総合共済の契約概要や注意喚起情報、また、ご契約で得られた個人情報の取扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですから、内容を十分ご確認ください。

●本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物火災共済・建物総合共済約款及び特約条項をご参照ください。共済約款及び特約条項はご契約後、共済証券とともにお届けします。事前に必要であれば、NOSA Iにお申出ください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

## I 契約概要のご説明

### 1. 仕組み及び引受条件等

#### (1) 共済の名称及び仕組み

##### ①共済の名称(種類)

建物共済は、共済金の支払対象となる事故により次の2種類の共済があります。

- ・建物火災共済
- ・建物総合共済

##### ②仕組み

建物火災・建物総合共済は、火災をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、建物及びその建物に収容されている家具類又は農機具(以下「家具類等」といいます)などに損害を受けたとき、損害共済金及び費用共済金(以下「共済金」といいます。)をお支払いします。

(注) 「2 (1) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。

#### (2) 補償の対象(共済目的)

建物共済の補償の対象は、建物（注1）及びその建物に附属又は収容する次の物（注2）です。

①建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの附属設備（補償の対象としない旨の申出がなければ、補償の対象となります。）

②建物に附属する門・垣・塀その他の工作物（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

③建物に収容されている家具類等（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

(注1) 建物であっても、構造、設備及び用途（業種）などにより補償の対象にできない場合があります。

(注2) 次に掲げる物は、補償の対象となりません。

- 道路運送車両法に規定する自動車（農機具を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- 動物、植物等の生物
- 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
- 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機

- 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

## 2. 補償の内容

### (1) 共済金をお支払いする場合

#### ①損害共済金の支払対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

##### ア 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊（自然災害の事故による損害は除きます。）、給排水設備に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故による水ぬれ（自然災害の事故による損害は除きます。）、盗難により発生したき損又は汚損、騒乱及びこれに類似の集団行動による暴力行為又は破壊行為（以下「火災等事故」といいます。）

##### イ 建物総合共済の場合

前記アの火災等事故に加えて、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、長雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）、その他これらに類する自然現象)

#### ②損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なりますので、共済約款でご確認ください。なお、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご契約いただいた共済金額×30%として計算されますので、ご注意ください。

#### ③前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

##### ア 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取壊し・取片付け費用の実費（損害共済金×10%が限度）をお支払いします。

##### イ 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。

##### ウ 特別費用共済金

前記アの火災等事故において、損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%（200万円が限度）をお支払いします。

##### エ 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

##### オ 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×20万円（共済金額の20%が限度）をお支払いします。

### (2) 共済金をお支払いしない場合

#### ①次に掲げる損害に対しては、共済金をお支払いしません。

ア 共済掛金等の払込みを受ける前に発生した損害

イ 加入者（加入者でない方で共済金を受け取る方も含めます。）又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害

ウ 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害

エ 事故の際における共済目的の紛失又は盗難

オ 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

カ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害

キ 地震等によって発生した損害（建物総合共済における地震等の事故及び建物火災共済における地震火災費用共済金を支払う場合は除きます。）

ク 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

②共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできないことがあります。

ア 加入者が損害発生の場合の手續の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をした場合

イ 加入者が正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合

ウ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかった場合

エ 告知義務・通知義務の違反による解除又は重大事由による解除に該当したことにより共済関係を解除された場合

オ 加入者が共済金の支払請求手續を3年間怠った場合

### 3. 付帯できる特約及びその概要

建物に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	留意事項
新価特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再築又は再取得するために要する金額（再取得価額）で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために損害共済金×20%（250万円が限度）をお支払いします。また、火災等事故により加入者や同居人などが、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%（200万円が限度）をお支払いします。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
費用共済金不担保特約	事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。	共済掛金等は費用共済金に相当する分が割引となります。
自動継続特約	毎年の更新手続の必要がなく、責任期間を3年間自動継続いたします。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

### 4. 共済責任期間

①建物共済の責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間で加入申込みすることができます。

②共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までに共済掛金等を払い込んでください。なお、共済責任期間は後日お送りする建物共済証券でご確認ください。

③加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてから共済掛金等を払い込まれた場合の共済責任期間は、払込みを受けた日から1年となります。なお、共済掛金等の払込み前の事故については、共済金のお支払いはできません。

### 5. 加入条件（共済金額等）

(1) 加入の単位

①建物1棟ごとの加入となります。（家具類等を含めた場合も合わせて1棟となります。）

②家具類等をご加入いただいた建物に收容されている物に限ります。なお、家具類等単独の加入はできません。

③家具類等は、加入申込書において除外されている物を除き一式の加入となります。

## (2) 共済金額の設定

①共済金額は、(3)の条件の範囲でお申込みください。なお、用途等により制限が設けられています。詳しくはNOSA Iまでお問い合わせ下さい。

②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額（時価額又は新価特約を付帯した場合は再取得価額）いっぱい設定してください。共済金額が共済価額に対して過小の場合は損害額の一部だけの補償、過大である場合は共済掛金等が無駄になることがあります。

## (3) 共済金額の設定条件

①建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。

②建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟2,000万円です。

③同じ建物について、建物火災共済と建物総合共済の両方に加入することができます。その場合、合わせて6,500万円が限度となります。

④共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

## 6. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。

詳しくはNOSA Iまでお問い合わせください。

## 7. 共済掛金等の払込方法

●共済掛金等の払込方法は、口座振替のほか、NOSA Iの口座への振込みなどの方法があります。加入申込みの際にお申出ください。

●共済掛金等の払込みは、共済責任期間ごとに1回払いです。

## 8. 無事戻し

無事戻しは実施していません。

## 9. 解約返戻金等の有無

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、共済約款等の規定により共済掛金等を返還又は追加請求をいたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 告知義務・通知義務等

#### (1) 加入申込み時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

- ・加入申込みの際、危険に関する重要な事項としてNOSA Iが告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。
- ・加入申込書に記載された内容の告知項目が事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ①加入資格要件

制度共済に加入している。または、それ以外で農業を営んでいる。

## ②建物の情報

用途、構造、延面積、てん補範囲、有業期間、設備（動力・電力等）、所在地

## ③他の共済等の契約に関する情報

建物を契約の対象とする他の共済契約又は保険契約

### (2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

- ・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、通知項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSA Iにご通知ください。
- ・ご通知がない場合には、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ・ご通知により契約内容の変更を行いますが、変更ができない場合は、この契約の全部又は一部を解除する場合があります。

#### 【通知事項等】

- ①共済目的を譲渡する場合
- ②共済目的を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
- ③共済目的が共済事故以外の原因により破損した場合
- ④共済目的を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とする場合
- ⑤共済目的を他の場所に移転する場合
- ⑥共済目的について危険が著しく増加する場合
- ⑦ご契約後に共済目的の価額が著しく減少する場合
- ⑧告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

### (3) 超過共済による共済金額の減額

- ①加入申込みの際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- ②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し、共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

## 2. 損害防止義務

- ①契約者は、共済目的について通常すべき管理や事故が発生した場合又はその原因が発生した場合には、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

## 3. 共済責任期間開始期

共済責任期間は加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から開始します。

## 4. 共済金をお支払いしない場合

「契約概要2(2)」を参照してください。

## 5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- ②共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ③NOSA Iのご契約者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

## 6. 解約と解約返戻金の有無

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、共済約款等の規定により共済掛金等を返還又は追加請求をいたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

## 7. NOSAIの解散時等の取扱い

NOSAIは、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払責任の全てを、福岡県農業共済組合連合会と保険契約を締結して共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

また、組合が解散せざるを得なくなったとき農業災害補償法では契約を終了し、建物共済にあつては、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金をご契約者に返還いたします。詳しくはNOSAIにお問い合わせください。

## Ⅲ 事故が発生した場合の手続等

### 1. 事故が発生した場合の手続

- ①事故が発生した場合、遅滞なくNOSAIにご連絡ください。
- ②ご契約者は、NOSAIが損害に関して要求した書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③NOSAIは、事故による損害があつた共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④事故の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合は、この契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

### 2. 共済金支払後の共済契約

- ①損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- ②損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

## Ⅳ 個人情報の取扱いについて

1. ご契約の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、NOSAI及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この共済契約に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
2. NOSAIは、共済金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付しているため、同連合会との間で個人情報を共同利用します。
3. 法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合及び再保険取引のために必要な場合、必要な範囲で個人情報を第三者へ提供することがあります。

# 農機具共済重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報等のご説明

●この書面は、農業共済組合（以下「NOSA I」といいます。）が実施する農機具損害共済の契約概要や注意喚起情報、また、ご契約で得られた個人情報の取扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。

●本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款及び特約条項をご参照ください。共済約款及び特約条項はご契約後、共済証券とともにお届けします。事前に必要であれば、NOSA Iにお申出ください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

## I 契約概要のご説明

### 1. 仕組み及び引受条件等

#### (1) 共済の仕組み

##### ①仕組み

農機具共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、ご契約いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

（注）「2（1）共済金をお支払いする場合」を参照してください。

#### (2) 補償の対象(共済目的)

農機具共済の補償の対象は、未使用の状態で取得され、かつ共済規程で定める農機具です。

①付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

②中古農機具のご加入の場合は、農機具共済に（5）「付帯できる特約及びその概要」の「付保割合条件付実損てん補契約」の付帯が必要になります。

### 2. 補償の内容

#### (1) 共済金をお支払いする場合

①共済金の支払対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

ア 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損。

イ 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故。

ただし、農作業に伴う事故に限ります。

ウ 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火、これらによる津波（以下地震等）及び落雷による損害を除きます。）

#### ②共済金のお支払い額

農機具共済の共済金のお支払い額（注1）は、損害の額（注2）に共済金額の新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額）に対する割合を乗じて得た額となります。

（注1）農機具共済は、新調達（再取得）価額までを補てんする仕組みですが、損害が発生してから1年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。

(注2) 損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部のみの補償となりますので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

(2) 共済金をお支払いしない場合

①次に掲げる損害に対しては、共済金をお支払いしません。

- ア 共済掛金等の払込みを受ける前に発生した損害
  - イ 加入者（加入者でない方で共済金を受け取る方も含めます。）又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失、法令違反によって発生した損害
  - ウ 加入者と生計を共にする同居の親族の故意又は重大な過失、法令違反によって発生した損害
  - エ 運転者の故意又は重大な過失、法令違反によって発生した損害
  - オ 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
  - カ 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
  - キ 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
  - ク 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
  - ケ 消耗部品にのみ発生した損害
  - コ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害
  - サ 地震等によって発生した損害（地震等によって発生した火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます。）
  - シ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害
  - ス 農機具の価格の5%又は1万円のいずれか少ない額に満たない損害
  - セ 事故通知の遅延により損害額が算定できない場合
- ②共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできないことがあります
- ア 加入者が損害発生の場合の通知の手続を怠り、又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をした場合
  - イ 加入者が正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合
  - ウ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかった場合
  - エ 告知義務・通知義務の違反による解除又は重大事由による解除に該当したことにより共済関係を解除された場合
  - オ 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合

3. 付帯できる特約及びその概要

農機具共済に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	留意事項
付保割合条件付き実損てん補特約	主に中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払いします。	共済掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。

臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金としてお支払いします。また、加入者等が死亡・後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%（50万円限度）、怪我による入院が必要となった場合は、1名ごとに共済金額×5%（20万円限度）の傷害費用共済金を加算してお支払いします。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
自動継続特約	毎年の更新手続の必要がなく、満了する契約内容と同内容で契約を自動継続いたします。自動継続期間に制限はありません。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

#### 4. 共済責任期間

①農機具共済の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間で加入申込みすることができます。

②共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までに共済掛金等を払い込んでください。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。

③加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてから共済掛金等を払い込まれた場合の共済責任期間は、払込みを受けた日から1年となります。なお、共済掛金等の払込み前の事故については、共済金のお支払いはできません。

#### 5. 加入条件（共済金額等）

##### （1）加入の単位

農機具1台ごとの加入となります。

##### （2）共済金額の設定

①共済金額は、（3）の条件の範囲でお申込みください。

②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額いっぱいにご設定してください。共済金額が新調達価額に対して過小の場合は損害額の一部だけの補償、過大である場合は共済掛金等が無駄になることがあります。

##### （3）共済金額の設定条件

①農機具共済の最高限度額は1台につき2,000万円です。

②共済金額の設定は、1台ごとに3万円以上で、1万円単位となります。

③中古で購入された農機具の場合は、購入価格又は時価額のいずれか低い金額が加入限度額です。

#### 6. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、付保する特約などにより決まります。

詳しくはNOSA Iまでお問い合わせください。

#### 7. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、口座振替のほか、NOSA Iの口座への振込みなどの方法があります。加入申し込みの際にお申し出ください。また、共済掛金等の払込みは、原則共済責任期間ごとに1回払いです。

#### 8. 無事戻し

無事戻しは実施していません。

#### 9. 解約返戻金等の有無

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、共済約款等の規定により共済掛金等を返還又は追加請求をいたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

## II 注意喚起情報のご説明

### 1. 告知義務・通知義務等

#### (1) 加入申込み時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

- ・加入申込みの際、危険に関する重要な事項としてNOSA Iが告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。
- ・加入申込書に記載された内容の告知項目が事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ①加入資格要件

制度共済に加入している。または、それ以外で農業を営んでいる。

##### ②農機具の情報

機種名、銘柄（メーカー名）、型式、機体番号、購入年月、附属装置、格納場所、管理物件（他人が所有する農機具を管理している物件）の有無

##### ③他の共済等の契約に関する情報

農機具を契約の対象とする他の共済契約又は保険契約

#### (2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

- ・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、通知項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSA Iにご通知ください。
- ・ご通知がない場合には、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ・ご通知により契約内容の変更を行いますが、変更ができない場合は、この契約の全部又は一部を解除する場合があります。

#### 【通知事項等】

##### ①共済目的を譲渡する場合

##### ②共済目的を解体又は廃棄する場合

##### ③共済目的が共済事故以外の原因により破損した場合

##### ④共済目的の用途を変更し、又は著しく改造する場合

##### ⑤格納場所又は設置場所を変更する場合

##### ⑥共済目的について危険が著しく増加する場合

##### ⑦告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

#### (3) 超過共済による共済金額の減額

- ①加入申込みの際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- ②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し、共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

### 2. 損害防止義務

- ① 契約者は、共済目的について通常すべき管理や操作を怠ってはならず、事故が発生した場合又はその原因が発生した場合には、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ② 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

### 3. 共済責任期間開始期

共済責任期間は加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から開始します。

### 4. 共済金をお支払いしない場合

「契約概要2(2)」を参照してください。

### 5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、この契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- ②共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ③NOSA Iのご契約者に対する信頼を損ない、この契約の存続が困難な重大な事由がある場合

### 6. 解約と解約返戻金の有無

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、共済約款等の規定により共済掛金等を返還又は追加請求をいたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

### 7. NOSA Iの解散時等の取扱い

NOSA Iは、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払責任の全てを、福岡県農業共済組合連合会と保険契約を締結して共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

また、組合が解散せざるを得なくなったとき農業災害補償法では契約を終了し、農機具損害共済にあっては、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金をご契約者に返還いたします。

## Ⅲ 事故が発生した場合の手続等

### 1. 事故が発生した場合の手続

- ①事故が発生した場合、遅滞なくNOSA Iにご連絡ください。
- ②ご契約者は、NOSA Iが損害に関して要求した書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③NOSA Iは、事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④事故の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合は、この契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

### 2. 共済金支払後の共済契約

- ①共済金の支払合計額が共済金額に相当する金額になったとき、共済契約は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

## Ⅳ 個人情報の取扱いについて

1. ご契約の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、NOSA I及び福岡県農業共済組合連合会が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この共済契約に関する個人情報は、NOSA Iが実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
2. 法令により必要と判断される場合、ご契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、必要な範囲で個人情報を第三者へ提供することがあります。